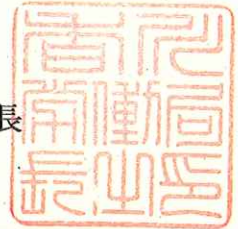




香労発基 0929 第 4 号
令和 5 年 9 月 29 日

関係各位

香川労働局長



香川県最低賃金の改正及び業務改善助成金の制度拡充について（周知依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、労働行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、昭和 34 年に最低賃金法が制定されて以来、社会情勢に即しつつ、制度の円滑な運用を図り、最低賃金を改正してきましたが、この度、香川県最低賃金については、時間額 918 円（40 円アップ）に改正し、令和 5 年 10 月 1 日から適用することとしています。

最低賃金は、労働者の労働条件を改善する上で大きな役割を果たしており、新しい最低賃金の十分な周知を図ることが重要であると考えております。

また、最低賃金の引き上げに伴う中小企業・小規模事業者等への支援策としての業務改善助成金の制度が令和 5 年 8 月 31 日から対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能などの拡充がされました。

つきましては、同封の改正等についてのリーフレット等をご確認いただき、香川県最低賃金に十分ご留意いただくとともに、傘下企業・団体等に対して、香川県最低賃金の改正及び賃金引き上げを支援する業務改善助成金の積極的活用について周知いたしますよう、ご協力のほどお願いいたします。

【本件依頼及び最低賃金についてのお問い合わせ】

香川労働局労働基準部賃金室

電話 087-811-8919

【業務改善助成金についてのお問い合わせ】

業務改善助成金コールセンター

電話 0120-366-440

香川労働局助成金センター

電話 087-823-0505

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

香川県 最低賃金

令和5年
10月1日
から
時間額

918円

前年比
40円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
香川労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



香川労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日

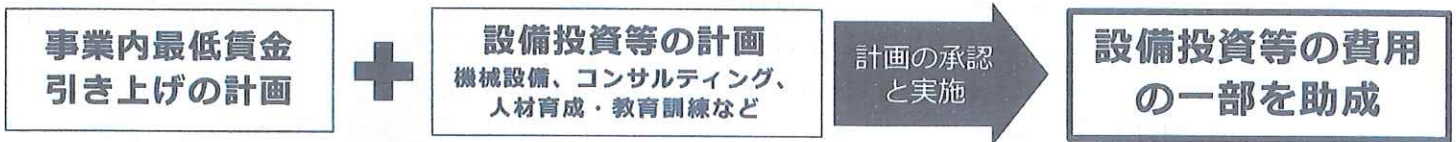
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

今
ま
で

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実施計画 賃上げ計画
を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

③ 助成率区分の見直し

| 事業場内 最低賃金額 | 助成率 |
|------------------|---------------|
| 870円未満 | 9/10 |
| 870円以上 920円未満 | 4/5 (9/10) |
| 920円以上 | 3/4 (4/5) |

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

拡
充
後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！



差額が50円以内に拡大されたので、助成金が受けられるようになりました



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・賃金引き上げ結果
・事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実施計画

賃上げ結果

| | |
|------------------|---------------|
| 900円未満 | 9/10 |
| 900円以上 950円未満 | 4/5 (9/10) |
| 950円以上 | 3/4 (4/5) |

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

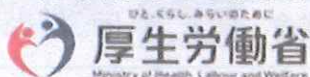
交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先：香川労働局助成金センター



〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー棟12階
電話：087-823-0505